

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	国家戦略特区における所得控除制度の延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>国家戦略特別区内の設立5年未満の法人の所得の18%を課税所得から控除できる措置</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>対象事業：国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、対象分野の事業であって、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。</p> <p>対象分野：医療、一定のIoT</p> <p>※ 一定のIoT：インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業</p> <p>主な法人指定要件</p> <p>①指定期限：令和8年3月31日</p> <p>②設立時期：特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満</p> <p>③事業要件：専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと</p> <p>④区域要件：特区内に本店又は主たる事務所を有すること</p> <p><要望内容></p> <p>国家戦略特区における指定法人の課税の特例措置について、租税特別措置法第61条において、法人の指定期限が令和8年3月31日となっており、この指定期限を2年間延長し、令和10年3月31日までとする。</p>		
関係条文	<p>・ 国家戦略特別区域法第27条の3</p> <p>・ 国家戦略特別区域法施行規則第11条の2、第11条の3</p> <p>・ 租税特別措置法第61条</p> <p>・ 租税特別措置法施行令第37条</p> <p>・ 租税特別措置法施行規則第21条の18</p> <p>・ 地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号</p>		
減収 見込額	[初年度] — (▲1.1)	[平年度] — (▲1.1)	(単位：百万円)
	[改正増減収額] —		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目標に掲げる国家戦略特区においては、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。本税制措置については、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれている。これまでも、特区の特例を活用して特区内で創業する4つの事業が適用され、産業の国際競争力の強化等につながる事業が実施されている。</p> <p>また、国家戦略特区については、近年、以下のとおり、地方創生や国家プロジェクトの推進の観点から、新たな区域を指定するとともに、IoTや医療の分野を含む新たな起業やイノベーションを促す取組を開始している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月に、共通の課題を有する地域間で連携して規制・制度改革を進める地方創生の新たな取組である「連携“絆”特区」として2区域（宮城県・熊本県、福島県・長崎県）を新たに指定し、外国人材による起業等イノベーションの創出や新技術を活用した新産業の創出を目指す取組が開始されている。 ・令和6年6月に、金融・資産運用特区の1つとして、北海道を新たに指定し、GX産業やデジタル産業の集積やアジア・世界の金融センターの実現を目指し、国内外から資金・人材等を呼び込み、スタートアップの創出・育成等を図る取組が開始されている。 ・令和7年7月に、成田空港の機能強化を契機として、千葉県全域を追加指定し、国際的なビジネス環境の創出やライフサイエンス（創薬・医療機器等）分野を含む起業等イノベーションの促進等の取組が開始されている。 <p>また、上記以外の特区域においても、国家戦略特区法に基づき外国人を含む起業・開業を促進するための開業ワンストップセンターが新たに設置されるなど、スタートアップの創出を促進する取組が拡大している。</p> <p>これら新たに指定された特区等における取組を含む特区制度については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月閣議決定）や「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月閣議決定）において、国の果たすべき役割として、その運用を抜本的に強化し、地方の課題を起点とする大胆な規制・制度改革を推進することとしており、新たな規制・制度改革を実現するための調査事業や利子補給金等の予算・金融措置も含め、地域のチャレンジを徹底して後押ししていくこととしている。</p> <p>さらに、「対日直接投資促進プログラム2025」（令和7年6月対日直接投資推進会議決定）においては、外国企業も視野に入れた産業立地・企業誘致によって地方創生を進めるため、特区制度の活用・見直しにより、規制・制度改革とファイナンス面での支援を一体的に講ずることとしている。また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改定版」（令和7年6月閣議決定）においては、スタートアップ等のエンジニアビザについて、ニーズを踏まえた使い勝手の良い制度とする観点から見直しも視野に対象範囲の拡大・活用促進の検討を進めることとしている。</p> <p>これらを踏まえ、規制・制度改革や予算・金融措置と一体となって、産業の国際競争力の強化等に資するスタートアップ企業等による革新的な事業への投資を促進する手段として、国家戦略特区における所得控除制度の延長措置を講ずる必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>施策6 地方創生</p> <p>政策6 地方創生に関する施策の推進</p>
		政策の達成目標	<p>中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「国家戦略特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第5条に基づき定める国家戦略特別区域基本方針において、国家戦略特別区域方針における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項が示されている。</p> <p>（国家戦略特区制度の目標）</p> <p>国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって、「岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。</p>
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間(令和8年4月1日～令和10年3月31日)

	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>国家戦略特別区域制度に基づき、現在16の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を十分に活用し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進を図るため、各指定区域において区域方針をそれぞれ定め、当該区域のあるべき将来像やそれに向けた政策課題及びその解決に向けた方向性等を定めるとともに、区域方針に係る目標を設定し取り組んでいる。</p> <p>本税制措置の適用実績があった及び今後の見込み事業のある区域の区域方針に定める目標を掲げることとする。</p> <p>【福岡市・北九州市】 雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、企業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、さらなる雇用の拡大を図る。</p> <p>【仙台市】 女性、若者、シニアが主導するソーシャル・イノベーション（社会起業）を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、産学連携の下、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する。</p> <p>【大阪府・大阪市】 スーパーシティ型の国家戦略特区として、複数分野の大胆な規制・制度改革と併せて、データ連携基盤を活用して複数の先端的サービスを官民連携により実施することを通じて、世界に先駆けて、2030年頃の実現される未来社会を先行実現することを目指す。 2025年大阪・関西万博の開催地である「夢洲」、都心の大規模ターミナル前に立地する「うめきた2期」という2つのグリーンフィールドを中心に、万博のレガシーの継承を含め、「空飛ぶクルマ」の社会実装や先端国際医療の提供、リアルとデジタルが融合した未来の公園等の先端的サービスの実装を進める。あわせて、これら以外のフィールドにおいても官民一体となって先端的サービスが継続的に創出される仕組みを構築し、その社会実装に結びつける好循環を実現する。</p> <p>なお、これまで適用実績がない又は現時点において今後の見込み事業のない区域であっても、国家戦略特別区域方針の目標に向けた事業を実施する際は、各区域方針に定める目標を達成目標としていく。</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め166件となっており、長年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。また、現在指定している16の区域において、令和7年8月時点で合計513もの事業が、それぞれ282回、66回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。</p> <p>本税制措置においては、制度創設以降から令和7年8月時点までに1指定区域（1市）において、4事業（現在適用中の2事業を含む。）が適用されてきた。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第12条に基づき認定区域計画の進捗状況について定期的に評価を行うこととしている。このため、適用事業（整備済みの事業）の実施状況については、「令和6年度国家戦略特別区域の評価」に基づき達成状況を見ている。</p> <p>なお、区域方針で定める目標は定性的な目標設定であることから、政策目標の達成状況を把握していくため、参考として本税制措置を適用する特定事業の実施地域であって区域を構成する自治体が別途定める政策目標などのうち、区域方針の目標にも合致するものを引用する。</p>

【福岡市・北九州市】

○うち福岡市の事業

事業	事業数	令和6年度末の事業状況
IoT製品開発事業	4事業	2事業は製品化 2事業は製品開発を実施中

上記事業によって、福岡市が別途掲げている以下の政策目標に寄与するとともに、特区区域の福岡市・北九州市の区域方針の目標に貢献している。

福岡市の政策目標	福岡市・北九州市の区域方針の目標	対象事業
<ul style="list-style-type: none"> ・時価評価額 100 億円規模のスタートアップ創出数（2025 年度から 2028 年度の 4 年間）10 社以上 ・新設事業所数 2021年度 1,972事業所 ⇒ 2028年度 2,000事業所 	雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、企業や新規事業の創出等を促進。	IoT製品開発事業：4事業

※当該目標は、国家戦略特区の規制の特例を受けない事業者も含まれる。

<課税の特例による効果>

課税の特例を活用することで製品化が図られており、福岡市が掲げている政策目標に寄与するとともに、特区区域目標に貢献している。

有効性

要望の措置の適用見込み

(適用見込件数)
令和7年度：2件
令和8年度以降：2件

上記見込は、既に事業実施計画の大臣確認を行っている事業について記載している。加えて、令和7年度以降は上記法人を含め、現時点で10件以上の適用が見込まれる。

要望の措置の効果見込み
(手段としての有効性)

本税制措置については、国家戦略特区内の優良な企業の事業を後押しすることで、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、さらなる雇用の拡大が見込まれ、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効性が認められる。

相当性

当該要望項目以外の税制上の支援措置

・国家戦略特区エンジェル税制
認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除。

予算上の措置等の要求内容及び金額

・地方創生 2.0 特区推進事業
令和7年度予算額 80 百万円
令和8年度要求額 810 百万円
・国家戦略特区支援利子補給金 令和7年度予算額 14 百万円
地方創生支援利子補給金（仮称）令和8年度要求額 636 百万円の内数

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>「地方創生2.0特区推進事業」は新たな規制・制度改革の実現（規制の特例措置の創設等）のために必要となる調査・実証等を推進するもの。</p> <p>また、利子補給金は、先駆的な研究開発や革新的な事業等を金融面から支援するもの。</p> <p>一方、要望項目は、内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業の事業実施主体のニーズに合わせ、特区内で事業を行う設立後5年以内の法人が行う、認定区域計画に定める規制の特例措置が重要な役割を果たす革新的な事業を後押しするもの。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本税制措置は、国家戦略特区における我が国の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成につながる、国家戦略特区制度の特例措置を適用して、革新的な取組を行う事業者の取組を促進し、特区目標の達成に資する国際競争力の強化等につながる取組を推進していくものであることから、本税制措置の延長措置を講ずることは妥当性がある。</p> <p>なお、措置の対象は国家戦略特別区域法施行規則に定められた産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる革新的な取組を行う特定事業であって特区目標に資する事業に限定されており、必要最小限の措置である。</p> <p>また、国家戦略特区については、近年、地方創生や国家プロジェクトの推進の観点から、新たな区域を指定（令和6年6月に連携“絆”特区2区域（宮城県・熊本県、福島県・長崎県）、金融・資産運用特区の1つとして北海道を指定、令和7年7月に千葉県全域を追加指定）するとともに、IoTや医療の分野を含む新たな起業やイノベーションを促す取組が開始されており、また、それ以外の特区区域においても、国家戦略特区法に基づき外国人を含む起業・開業を促進するための開業ワンストップセンターが新たに設置されるなど、スタートアップの創出を促進する取組が拡大していることから、こうした取組のインセンティブとなる当該制度の存置が必要である。</p>

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	<p>令和3年度 認定計画に定められた事業数: 2事業 ※¹ 適用法人数: 2法人 減収額258.2千円</p> <p>令和4年度 認定計画に定められた事業数: 1事業 適用法人数: 1法人 減収額: 256.6千円</p> <p>令和5年度 認定計画に定められた事業数: 1事業 適用法人数: 1法人 減収額121.5千円</p> <p>令和6年度 認定計画に定められた事業数: 2事業 適用法人数: 2法人 減収額(見込み)3,592.6千円</p> <p>※¹令和元年度、令和2年度の決算結果により適用がなく、令和3年度もその影響で所得控除していない法人があった。 ※²出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書(令和7年2月国会提出)」 ※³令和6年度適用額見込は各特区自治体からの回答結果による。</p>
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>① 租税特別措置法の条項:第61条</p> <p>② 適用件数 令和3年度: 2件 ※ 令和4年度: 1件 令和5年度: 1件</p> <p>③ 適用額 令和3年度:4,166千円 令和4年度:4,143千円 令和5年度:1,962千円 ※令和元年度、令和2年度の決算結果により適用がなく、令和3年度もその影響で所得控除していない法人があった。</p>
	税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	<p>租税特別措置により、国家戦略特区内において、国家戦略特区制度の特例措置を活用して、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成に資する革新的な取り組みを促進させていくためのものであり、これら革新的な事業を行う民間事業者の取り組みが促進されることで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>これまで4件の事業について適用され、革新的な取組としてIoT分野における研究・製品開発が行われている。このうち2事業については製品化が図られ、2事業については、製品開発が現在進められており、事業者が所在する特区区域「福岡市・北九州市」の目標である、「雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、企業や新規事業の創出等を促進」のうち海外からの創業人材の呼び込みと新規事業の創出等が図られ、その結果、地域活性化の実現につながっている。</p>

これまでの要望経緯	平成 28 年度:創設 平成 30 年度:延長 令和 2 年度:見直しの上、延長 令和 4 年度:見直しの上、延長 令和 6 年度:見直しの上、延長
-----------	--